

2025年3月24日

各 位

三井住友トラストグループ株式会社

(証券コード:8309 東名)

三井住友信託銀行株式会社

証券取引等監視委員会による三井住友信託銀行株式会社の元社員に係る告発について

本日、証券取引等監視委員会が、三井住友トラストグループ株式会社傘下の三井住友信託銀行株式会社(以下、両社あわせて「当社」といいます。)の元社員を、金融商品取引法違反(インサイダー取引規制違反)の疑いで東京地方検察庁に告発したことを発表しました。

上場会社その他の多くのお客さまや株主をはじめとする関係者の皆さんに、多大なご迷惑・ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。なお、元社員について三井住友信託銀行株式会社は社内規程に従って既に懲戒解雇としております。

当社は、今回の事案の発覚後、証券取引等監視委員会による調査に全面的に協力してまいりました。当社は、既に公表¹しましたとおり、現在、三井住友トラストグループ株式会社に独立社外取締役や外部弁護士によって構成される調査委員会(以下、「調査委員会」といいます。)を設置しております。調査委員会では、元社員の類似取引調査、元社員以外の類似取引の有無調査、インサイダー取引の未然防止に関する社内ルールの有効性調査を含む発生原因の究明と分析などを進めております。当社は、証券取引等監視委員会の告発により明らかにされた内容を踏まえた調査委員会による調査報告および再発防止策提言を受け、速やかに調査結果等を公表させていただく予定です。

高い倫理性と自己規律を要求される信託銀行として、信頼の回復は極めて重大な課題として受け止めています。当社は、調査委員会の調査結果を待たず、次頁の取り組みを実施済または実施予定であり、法令遵守体制および情報管理体制を一層充実させる所存です。上場会社その他の多くのお客さまや株主をはじめとする関係者の皆さんからの信頼回復に全力をあげて取り組んでまいります。

また、当社は、今回の事案について、本日、金融庁より銀行法の規定に基づく報告徴求を受領いたしました。今後、真摯に対応を進めてまいります。

¹ 2024年11月1日付「三井住友信託銀行株式会社の元社員によるインサイダー取引について」、および2024年11月12日付「調査委員会の設置について」

<実施済または実施予定の主な取り組み>

① 「私たちの行動指針」の改定

当社では、業務執行上の必要なルールを整備しておりますが、判断に迷った際に適切な行動が取れるよう基本的な考え方を示した「私たちの行動指針」を策定しています。今回の事案を踏まえて同指針を見直しました。改定した同指針は、研修等で周知し、社員の意識向上に活用しております。

② 個人の取引状況のモニタリング

インサイダー情報等を取得する機会の多い部署に所属する社員は、社内ルールにおいて、従来より株式等の取引を原則禁止としています。かかる部署に所属する社員に対しては、今回の事案を踏まえ、定期的な株式等の取引履歴等のモニタリングを導入いたします。

上記以外の部署に所属する社員については、社内ルールにおいて、従来より株式等の取引を行う際は事前に届出が必要としています。加えて、元社員が管理職であったことを踏まえ、所属部署を問わず、一定以上の管理職に対して、同様に定期的な株式等の取引履歴等のモニタリングを導入いたします。

以上により、社内ルールの実効性向上に努めてまいります。

③ より分かりやすい社内ルール、ツール等の整備

インサイダー取引規制を社員が正確に理解できるよう、改めて社員の目線に立ち、社内ルールの点検を行い、必要に応じたより分かりやすい社内ルール、ツール等の整備を行ってまいります。

④ インサイダー情報管理のシステム化による管理の高度化

従来より、限定された者以外は、取得したインサイダー情報等にアクセスできないこととしています。今後さらに厳格な運営をするべく、インサイダー情報管理について、新たに専用の管理システムを構築する予定です。本システムの導入により、不必要的アクセスの有無等のモニタリングを行い、管理の高度化を図ってまいります。

⑤ 役員・社員教育の再徹底

本事案を受け、改めて全役員・社員を対象として、臨時研修を実施しました。

また、経営トップ自らが臨時研修に先駆け、拠点長を招集し、受託者精神に基づく高い倫理性と自己規律に基づく一貫性ある行動によるパーソナリティの実現についてメッセージを発信するとともに、拠点長同士のディスカッションを促す研修を実施しました。その後、各拠点長は、各拠点の所属員全員にその内容のフィードバックを行うことにより、全社員への周知を実施しました。

従来から、当社では全役員・社員を対象として年2回e-ラーニングを実施し、インサイダー情報の管理や株式等の売買に関する法令および社内規程の遵守にかかる誓約書を徴求しておりますが、今後、研修のコンテンツ見直し等、研修の実効性を高め、社員教育の再徹底を図ってまいります。

⑥ 内部通報制度の活用推進

既に当グループでは、内部通報(ホットライン)制度を整備・運用しておりますが、改めて制度の再周知を行うとともに、社員等がより声を上げやすい風土を醸成してまいります。

以上